明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○租税特別措置法施行規則第二十条第三十七項第一号又は第二十二条の二十三第三十七項第一号に規定する試験研究機関等の長又は当該試験研究機関等の属する国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長の行う認定に関する手続を定めた告示等の一部を改正する件（**国家公安委・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛**一）　四
○放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン（**個人情報保護委・総務**一）　九
○郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン（**同**二）　九
○信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン（**同**三）　六
○電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（**同**四）　三七
○社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件（**金融庁・法務・財務**二）　四
○外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第五条第二項の規定による平均給与額等を定める省令第三条第一項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件の一部を改正する件（**総務**九六）　四八
○地方公務員災害補償法第二条第九項及び地方公務員災害補償法施行規則第三条第四項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件の一部を改正する件（**同**九七）　四九
○地方公務員災害補償法第二条第十一項及び第十三項の規定に基づき総務大臣が定める額を定める件の一部を改正する件（**同**九八）　四九
○地方公務員災害補償法第三十六条第二項第二号並びに地方公務員災害補償法施行規則附則第三条の三第一項及び第二項並びに附則第五条の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件の一部を改正する件（**同**九九）　五〇
○地方公務員災害補償法第三十条の二第一項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件（**同**一〇〇）　五一
○地方公務員災害補償法施行規則第三条第七項の規定に基づき総務大臣の定める額を定める件の一部を改正する件（**同**一〇一）　五二
○非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第六条の二第一項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件（**同**一〇二）　五三
○夕張市財政再生計画の変更の内容及び協議の結果を公表する件（**同**一〇三）　五四
○地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により地方公共団体等が負担する追加費用に関する件の一部を改正する件（**同**一〇四）　五五
○地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により団体等が負担する追加費用に関する件の一部を改正する件（**同**一〇五）　五七
○地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する費用に関する件の一部を改正する件（**同**一〇六）　六〇
○地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する団体組合員に係る費用に関する件の一部を改正する件（**同**一〇七）　六二
○地方公務員等共済組合法施行令第二十九条第三項の規定により地方公共団体が負担すべき金額に関する件の一部を改正する件（**同**一〇八）　六六
○地方公務員等共済組合法附則第十四条の三第一項第二号に規定する総務大臣が定める基準を定める件（**同**一〇九）　六八
○平成八年自治省告示第八十三号（地方税法施行令第五十二条の十の四に規定する研究開発を定める件）の一部を改正する件（**同**一一〇）　六九
○日本赤十字社が募集する寄附金を寄附金税額控除額の控除の対象となる寄附金として承認する件（**同**一一一）　七〇
○令和三年総務省告示第三百三十四号の一部を訂正する件（**同**一一二）　七一
○政党交付金を返還すべき政党の名称及び返還すべき政党交付金の額を公表する件（**同**一一三）　七二
○電気通信事業法施行規則第四十条の六第二号の規定に基づき都道府県ごとの第一種公衆電話機の設置台数の基準を定める件の一部を改正する件（**同**一一四）　七三
○国債の発行等に関する省令第五条第二項に規定する財務大臣が別に定める基準を定める件の一部を改正する件（**財務**九四）　七三
○関税暫定措置法施行令第二十五条第一項第一号イ及びロに規定する財務大臣が定める所得水準並びに関税暫定措置法第八条の二第一項に規定する特恵受益国等及び同条第三項に規定する特別特恵受益国を告示する件（**同**九五）　七四
○特定事業者責任比率の一部を改正する件（**財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境**一）　七四
○再商品化義務総量の一部を改正する件（**同**二）　七五
○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第一号に規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する件（**同**三）　七五
○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号イに規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する件（**同**四）　七五
○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号ロに規定する主務大臣が定める率の一部を改正する件（**同**五）　七六

（以下次のページへ続く）